

令和3年度 第4回昭島市児童発達支援計画審議会  
議事要旨

<日時> 令和3年10月8日(金) 18:30~

<場所> アキシマエンス校舎棟 202~205 会議室

<出席者> (敬称略)

【委員】

竹内 康二(会長/明星大学心理学部心理学科教授)、小原 弘樹(副会長/昭島市公立小学校校長会(拝島第三小学校))、高久 将裕(社会福祉法人あすはの会 子ども発達プラザ ホール副施設長)、西山 裕之(東京都多摩立川保健所保健対策課長)、松本 智子(昭島市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員)長瀬 幸弘(昭島市医師会(たかつきクリニック))長岡 恵理(公認心理師 臨床心理士 言語聴覚士)、上原 祐子(昭島市保育園園長会(のぞみ保育園園長))、常木 浩史(昭島市私立幼稚園協会(昭島台幼稚園理事長))、立山 美佐枝(昭島市自治会連合会)、澤津 洋子(公募市民)、宮本 諒美(公募市民)、村田 ひとみ(公募市民)

【事務局】

板野 浩二(子ども家庭部長)、野口 明彦(子ども家庭部子ども育成課長)、鈴木 崇央(保健福祉部障害福祉課長)、佐々木 光子(学校教育部統括指導主事)、曾根 敦子(子ども家庭部子ども育成課児童発達支援担当係長)、仲井 友恵(子ども家庭部子ども育成課児童発達支援担当主任)

【傍聴者】

なし

<配布資料>

- ・昭島市児童発達支援計画(趣旨)の周知及び意見募集結果について(資料1)
- ・計画案【第1章~第4章】(資料2)

<議事要旨>

1 開会

会 長:ただいまより、令和3年度第4回昭島市児童発達支援計画審議会を開催する。本日の日程については、次第のとおりである。本日の審議会について白石委員より欠席の連絡をいただいている。また、本日は委員の半数以上の出席があり、審議会条例第5条の2の規定により、本会議は成立していることを報告する。

では、事務局から資料の確認についてお願いする。

事務局:資料の確認をさせていただく。

- ・昭島市児童発達支援計画（趣旨）の周知及び意見募集結果について（資料1）
- ・計画案【第1章～第4章】（資料2）

## 2 議 題

会 長：それでは、2議題の（1）昭島市児童発達支援計画（趣旨）の周知及び意見募集について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より資料1に沿って説明】

会 長：ご意見や質問等があれば、委員の方からお願いしたい。

会 長：つぎに、2議題の（2）計画案 第4章修正点について、事務局より説明をお願いします。

事務局：前回の審議会で、この計画において「自立」がどのような状態をさすのか、その考えをどのように示していくのかとのご意見があり、事務局で整理、加筆した部分について説明する。本計画において、日常生活の自立や経済的な自立のほか「自らの判断と決定により主体的に生きる」ことが、自立と考える。様々な年齢や発達の状況がある要配慮児童が「自らの判断と決定により主体的に生きる」ことができるよう、14ページの1基本的視点 要配慮児童の自立に向けた環境整備の中に、児童福祉法第1章第1条にある「児童の権利に関する条約」をもとに、環境整備について書き込んだ。施策の体系 基本目標「学齢期における支援の充実」の基本的な取組に関しては、前回までは「個々の児童の特性にあった支援」を記載していたが、指導課と協議し、「昭島市における特別支援教育の推進」に含めた。それに伴い、2ページ計画の性格・位置づけに関しても修正した。

前回の審議会で「2 学齢期における支援の充実」のなかで、特別支援教育コーディネーターの専門性とはどのようなことを指すのかとのご質問があった。特別教育コーディネーターは各学校における特別支援教育推進のため、主に校内委員会・校内研修の企画運営、関係諸機関と学校との連絡調整、保護者からの相談窓口の役割を担っている。これまでも教育委員会主催の特別支援教育コーディネーター研修を年に3回実施してきた。今年度を例に挙げると第1回「学校生活支援シート 個別指導計画の作成と活用について」第2回「起立性調節障害の理解と対応」第3回「副籍、校内研修の状況について」となる。いずれにしても、障害に特化した病院の医師や、都立の特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、特別支援教育専門の指導主事を講師とし講義・演習を行なっている。来年度の研修についても現在計画しているところである。特別支援教育コーディネーターを複数配置する学校も増えている。特別支援教育コーディネーターの経験年数に差があり、異動もあるので校内でのOJTが重要となる。今後は経験年数に応じた研修により、専門性の向上を図っていきたい。

会 長：ご意見や質問等があれば、委員の方からお願いしたい。

長岡委員：臨床心理士の記載について、「臨床心理士」「臨床心理士等」「臨床心理士など」といろいろな記載があるが、どのような意味があるのか。「公認心理師」「臨床心理士」のほかにも様々な民間資格があるが、国家資格であるか民間資格であるかの違いで、業務独占がない中「など」や「等」がつく違いは何なのか。

事務局：教育・発達総合相談では、臨床心理士以外にも対応することがあり、等という表現を使っているが、継続的な相談対応は臨床心理士のみが行なう。

長岡委員：読んでいるものにとっては「等」や「など」の表記が、何を指しているのか、誰が含まれるのかわかりづらい。

事務局：ひらがなの「など」と漢字の「等」が混在する点については整理をする。また、臨床心理士が行なう業務なのか、他の専門職が取り組む業務なのか、わかりやすい表記を検討する。

長岡委員：「等」という表記が、色々な職員をさしているのか、そのときによって対応する職種が違ってくるのかわかりにくい。利用者の立場に立つと、どういった専門性を持つ人が対応してくれるのかわからない。国家資格である「公認心理師」があることと業務独占ではない中で「等」や「など」が入らないものについては、「臨床心理士」と言い切っているのかと懸念する。

事務局：検討する。

常木委員：11ページ、13ページで「教育・保育施設」に関する表現が様々であるので、統一したほうがよいのではないかと。保育園という表記は保育所のほうが望ましいのではないかと。また、保育士や教職員という表記についても「幼稚園教諭・保育士」に統一したほうが良いのではないかと。

事務局：確認して統一する。

上原委員：5ページの（1）保育所・認定こども園の入所児童数、（2）幼稚園・認定こども園の入園児童数について、認定子ども園についてはどのような区別があるのか。

事務局：（1）については2，3号認定、（2）については1号認定となっている。わかりやすいよう表記に工夫をする。

長岡委員：1ページ障害者差別解消法について、今年の5月に改正されて、6月4日に公布されている。事業者に関して、合理的配慮が努力義務ではなくなっている。

事務局：確認して、文言を訂正する。

事務局：第4章では計画の基本的な取組と事業の展開について示している。施策の体系の内、「基本的な取り組み」に関して、関係各課の事業とその内容を記載している。

高久委員：21 ページ（仮称）地域連携会議への支援について、児童発達支援センターとして、就労の部分についてはどの様にサポートしていくのか。

事務局：23 ページにある連携体制のイメージ図にもある就労に関する関係団体との関係性の構築及び連携を強めるイメージである。

常木委員：18 ページの教育・保育施設への支援についてだが、市として具体的な機関への支援を計画しているか。

事務局：18～19 ページに教育・保育施設への支援についてお示ししている。現在この計画の中でお示ししている具体的な支援は、巡回相談事業、医療的ケア児への支援となっている。

常木委員：早期の気づきを親に働きかけることが重要であると考えている。その部分をさらにバックアップする事業を検討していただきたい。

事務局：（仮称）地域連携会議の中で各機関に対する市の支援をお伝えしたり、機関間の連携を強化していきたい。

上原委員：19 ページ、医療的ケア児への支援について、保育所においてとあるが保育所に限定されるのか。

事務局：認定子ども園についても含まれると考えるので、表現については検討する。

### 3 その他

事務局：次回の審議会は、11/12（金）アキシマエンシス校舎棟で開催を予定している。

### 4 閉会